

「日本ワインミュージアム（仮称）」有識者会議開催要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、日本ワインミュージアム（仮称）を山梨県内に設置検討するにあたり、有識者等から専門的、総合的な意見を聴取することを目的として開催する「日本ワインミュージアム（仮称）」有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

（意見を求める事項）

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- （1）設置に係る基本構想の策定及び調査研究に関する事項
- （2）その他有識者会議の開催目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第3条 有識者会議は、日本ワインに関する有識者のうちから、山梨県観光文化・スポーツ部長が依頼する委員をもって構成する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、令和8年5月26日から令和9年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 有識者会議には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名し、本会の承認を受ける。
- 4 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

（会 議）

第6条 有識者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立することとし、委員が指名した者の代理出席も可とする。
- 3 会議の議決は、出席者数の過半数をもって決し、過半同数の時は議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（関係者の出席要請等）

第7条 有識者会議は、必要があると認めたときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴取することができる。

（事務局及び庶務）

第8条 有識者会議の事務局及び庶務は、山梨県観光文化・スポーツ部 観光振興グループに置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

「別表」

「日本ワインミュージアム（仮称）」有識者会議 委員名簿

※委員は、五十音順

	団体名・役職	氏名	備考
委員	山梨県ワイン酒造組合 会長	有賀 雄二	
委員	一般社団法人日本ソムリエ協会 会長	上野 文一	
委員	一般社団法人日本ワイナリーアワード協議会 代表理事・審議委員長	遠藤 利三郎	
委員	日本ワイナリー協会 理事長	大塚 正光	
委員	マスター・オブ・ワイン	大橋 健一	
委員	日本ワインコンクール実行委員会 会長	奥田 徹	
委員	公益社団法人やまなし観光推進機構 理事長 山梨県知事政策補佐官	仲田 道弘	
委員	一般社団法人O I V登録品種協議会 代表理事	松尾 英理子	

オブザーバー	北海道ワイナリー協会 副会長	髙村 公宏	
オブザーバー	山形県ワイン酒造組合 理事長	酒井 一平	
オブザーバー	長野県ワイン協会 理事長	武田 晃	
オブザーバー	山梨県高度政策推進局 次長 (山梨ブランド戦略監 兼職)	鈴木 孝二	
オブザーバー	山梨県産業政策部 理事	金子 哲也	
オブザーバー	山梨県観光文化・スポーツ部 次長	二宮 智浩	事務局